

全養協通信

平成22年3月1日 発行

全国社会福祉協議会 全国児童養護施設協議会
 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル
 〒100-8980 TEL03-3581-6503 FAX03-3581-6509
<http://www.zenyokyo.gr.jp>

「全養協通信」は、全養協事務局から全国の児童養護施設に直送しています。

国の動き

1. 社会的養護体制の関係施策を説明

～厚労省 全国児童福祉主管課長会議開催（2月25日）～

厚生労働省は、2月25日に全国児童福祉主管課長会議を開催し、都道府県、指定都市、児童相談所設置市の行政担当課長職に対して、平成22年度予算案にかかわる関係施策・事業の説明を行いました。児童養護施設等にかかわる施策の説明概要を掲載します。

（1）小規模グループケアについて

できる限り家庭的な環境のなかで、細かなケアが提供できるよう、小規模グループケアの実施を進めている。「子ども・子育てビジョン」では、平成26年度までに小規模グループケアを800か所計画的に整備する予定。22年度予算案において、小規模グループケアにおける夜間体制の充実を目的とした管理宿直等職員（非常勤）を配置するとともに、1本体施設において指定できる小規模グループケアのか所数を一定の条件で緩和（1施設あたり3か所）する。

管理宿直等職員（非常勤）の配置について【新規】

- 配置要件
- ア．定員40名以下施設。
 - イ．新たに小規模グループケアを設置する施設。
(新設した年度から3か年を限度)

・配置要件として、上記ア、イの両方ではなく、1つでも満たしていれば可能。

指定か所数の要件つき緩和（2か所 3か所）

- 設置要件
- ア．5年以上小規模グループケアを実施している施設。
 - イ．既に2か所設置している施設。
 - ウ．都道府県・指定都市・児童相談所設置市（以下「実施主体」）が、小規模グループケアに関する研修を継続して実施できる施設として認めた施設。

・上記の～のすべてを満たす施設について、1実施主体（実施主体＝都道府県、指定都市、児童相談所設置市）につき、施設種別（児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設）をとおして1施設の指定ができる。
 ・さらに、1実施主体で施設種別をとおした総施設数が20施設を超える場合、必要に応じてさらに1施設指定できる。〔事務局注：北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川

県、長野県、愛知県、大阪府、大阪市など）
・同様に、30施設増えるごとにさらに1施設指定できる。（事務局注：東京都など）

小規模グループケア実施時の施設整備にかかわる、ハード交付金の加算

児童福祉施設入所者の居室については、中・高校生等の思春期児童やその他の入所者のプライバシー等に十分配慮し、個室化を積極的に進められたい。

なお平成22年度予算案では、施設の小規模化を推進するため、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設の整備のうち、小規模グループケアを実施する際の整備について、ハード交付金（次世代育成支援対策施設整備交付金）の加算対象としている。積極的に活用をはかられたい。

（2）児童養護施設における看護師の配置について

児童養護施設において、日常の投薬管理や健康管理、感染症の予防など医療的ケアが必要な児童に適切に対応するため、看護師の配置を拡充する。

（配置要件）

医療的ケアが必要な児童数を、現行の「20名以上」から「15名以上」に緩和

（3）他の関係項目について

児童家庭支援センター等の拡充

児童家庭支援センターは、平成22年度予算案で、心理療法担当職員の常勤化を推進することとしている。「子ども・子育てビジョン」では、平成26年度までに120か所の整備をはかることとしており、今後一層の設置促進をはかられたい。

施設退所後の支援について

平成20年度からモデル事業として実施していた「地域生活・自立支援事業」は、平成22年度予算案で「退所児童等アフターケア事業」として組み換え、一般事業として実施。

施設機能見直しのための調査について

施設内で行われているケアの現状を把握するための調査・分析を行い、昨年 of 社会的養護専門委員会に報告した。今後さらに詳細な集計・分析を進め、その結果や次世代育成支援策の再構築及び財源のあり方に関する議論をふまえ、施設機能の見直しについて検討を進める。

2. 社会保障審議会児童部会

「児童虐待防止のための親権の在り方に関する専門委員会」設置

「児童福祉法」「児童虐待防止法」に関する論点整理を実施

昨年6月から法務省が主となり進めてきた、「児童虐待防止のための親権制度研究会」の報告書が1月22日にまとめられ、2月5日には法制審議会に諮問され、平成23年の通常国会に向けた

民法改正の準備が進められることとなります。

厚生労働省では、あわせて「児童福祉法」「児童虐待防止法」にかかわる論点整理を進めるため、社会保障審議会児童部会に「児童虐待防止のための親権の在り方に関する専門委員会」（以下「親権専門委員会」）を設置することとし、2月17日に開催された社会保障審議会児童部会で設置が了承されました。

「親権専門委員会」は、公開により審議が進められる予定

厚生労働省の「親権専門委員会」は、今後3月下旬～4月上旬に第1回委員会を開催し、おおむね1年間をかけて検討を進め、平成23年2月をめどに報告書を取りまとめ、社会保障審議会児童部会に報告する予定です。

（「親権専門委員会」での検討事項）

- ・施設入所中の児童にかかわる親権制限のあり方について
- ・親権者等がない児童等についての親権行使のあり方について
- ・接近禁止命令のあり方について
- ・保護者指導に対する裁判所の関与のあり方について
- ・その他

会議は公開で進められる予定です。会議の開催情報等の詳細は、厚生労働省ホームページ（「審議会、研究会等」）で確認ください。

全養協・特別委員会で課題整理をはかる

全養協では、2月8日に特別委員会（委員長：高橋利一 / 全養協中央推薦協議員）を開催し、法務省の「児童虐待防止のための親権制度研究会」報告書をふまえ、今後法改正に向けて取り組む課題を整理しました。

その結果、各児童養護施設に、親権との関係で困難や課題が生じた事例のアンケートを実施し、課題整理をはかるとともに、法制審議会等における関係者ヒアリング等への対応をあわせて行うことを確認しました。

今後、厚生労働省の「親権専門委員会」の動きに対しても、随時対応を進める予定です。

お知らせ

3. JOMO奨学助成を活用ください

～ 申請締切は3月8日（月）他奨学制度との併用も可能です。～

「JOMO児童養護施設・母子生活支援施設・里親家庭 奨学助成」は、株式会社ジャパンエナジー（JOMO）からの寄付金をもとに、平成15年より実施しているものです。

この6年間で、児童養護施設を退所して進学した児童1,125名、母子生活支援施設を退所して進学した児童291名、里親家庭の児童137名、合計1,553名に奨学金を支給しました。

なお、各種の奨学助成制度とJOMO奨学助成は併用できますので、あわせて活用してください。募集要項等は全養協ホームページに掲載しています。申込締切は平成22年3月8日（月）必着です。

4 . 平成 21 年度事務費保護単価の改定について

昨年 8 月、人事院は一般職国家公務員の給与等に関する勧告を行いました。内容は官民比較による格差是正として、若年層と医療職（一）を除く本俸の引き下げ、0.35 か月の一時金削減等により、平均年間給与は 15.4 万円の減少となるものです。

この勧告をもとに、昨年 11 月に衆参両院で「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」が成立しました。改正法を受けて、平成 21 年 4 月 1 日にさかのぼり、平成 21 年度事務費保護単価を減額することになります。

5 . 「生活単位の小規模化」に関する状況調査へのご協力ありがとうございました

先日各児童養護施設にご協力をお願いした「児童養護施設の生活単位の小規模化に関する状況調査」は、短期間にもかかわらず、全国の 7 割から回答のご協力をいただきました。誠にありがとうございました。

寄せられたご意見・課題については、現在全養協制度政策部「生活（養育）単位の小規模化プロジェクト」及び全養協調査研究部で整理し、政策提言等に活用するための報告書としてまとめ、各施設にも報告する予定です。

6 . 来年度の大会・研修等予定

来年度の全養協大会・研修等については、現在次のとおり調整しています。ぜひ参加をご予定ください。

第 64 回全国児童養護施設長研究協議会

日時：平成 22 年 11 月 17 日（水）～19 日（金） 会場：岡山県岡山市

平成 22 年度全国児童養護施設中堅職員研修会

日時：平成 23 年 1 月 31 日（月）～2 月 2 日（水） 会場：東京都内

平成 22 年度ファミリーソーシャルワーク研修会（全養協・全乳協・全母協の共催）

日時：平成 23 年 1 月 24 日（月）～25 日 会場：全社協

児童養護施設新任施設長研修会（新規）

日時：平成 22 年 7 月（予定） 会場：東京都内（予定）